

## < 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用料金表（利用者負担金） >

### 1. 利用料

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が非該当と判定された方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

#### 【料金表（単位数）】

通常時間帯（24時間 365日）月あたりの定額払い

| 要介護度 | 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護費Ⅱ<br>単位数 | 看護利用時に追加される<br>単位数 |
|------|-------------------------------|--------------------|
| 要介護1 | 5,446                         | 2,961              |
| 要介護2 | 9,720                         | 2,961              |
| 要介護3 | 16,140                        | 2,961              |
| 要介護4 | 20,417                        | 2,961              |
| 要介護5 | 24,692                        | 3,761              |

#### 【加算及び減算料金】

| 項目                             | 概要   | 単位数                 |      |
|--------------------------------|--|---------------------|------|
|                                |  | 要介護度                |      |
| 通所介護サービス<br>利用時の減算額<br>(1日あたり) | 当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。                                | 要介護1                | -62  |
|                                |  | 要介護2                | -111 |
|                                |  | 要介護3                | -184 |
|                                |  | 要介護4                | -233 |
|                                |  | 要介護5                | -281 |
| 契約期間が1月に満たない場合の日割り額<br>(1日あたり) | 当該サービスの利用者の契約期間が1月に満たない場合(月途中の開始や終了等)や、短期入所サービス等を利用された場合は日割りで計算されます。 | 要介護1                | 179  |
|                                |  | 要介護2                | 320  |
|                                |  | 要介護3                | 531  |
|                                |  | 要介護4                | 672  |
|                                |  | 要介護5                | 812  |
| 初期加算                           | 利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。               | 1日につき<br>30単位       |      |
| 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)※             | 厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理した場合加算されます。                    | 1月につき<br>1,200単位    |      |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※               |  | 1月につき<br>750単位      |      |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)※                | 厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます。                       | 1月につき<br>所定単位×24.5% |      |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)※                |  | 1月につき<br>所定単位×22.4% |      |

※ 区分支給限度基準額の算定対象外です。

◇ 介護報酬告示額に、地域区分毎の加算（1単位＝10,70円）と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金になります。

(その他)

介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接社会福祉法人大山に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、区市町村の窓口へ社会福祉法人大山の発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者にご負担いただきます。

※ 事業所から携帯電話を貸与する場合、一定の無料通話料金の超過分をご負担いただきます。

(2) モバイル端末

サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービス当日にキャンセルする場合には、キャンセル料を申し受けます。ただし、ご利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

| 時 期         | キャンセル料     |
|-------------|------------|
| サービス利用の前日まで | 無 料        |
| サービス利用の当日   | 500 円 (税別) |

サービスの提供にあたっては、エリア外であっても交通費は請求しません。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

(2025年4月1日)  
社会福祉法人大山  
定期巡回もりの家